

私立高校の入学金等の負担軽減と専任教員増など教育条件の向上を図るため、 私学助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県では、高校生の4人に1人が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を担っている。

令和8年4月から国の高等学校等就学支援金制度が拡充され、これまであった所得制限が撤廃され、私立高校生に対しては上限 457,200 円の支給が行われ、本県においては授業料の無償化が実現した。

しかし、授業料が無償となっても、それ以外の学費の入学金や施設設備費の保護者負担は残されたままとなっている。そのため、公立高校との学費格差は依然として続いており、現状において年収 270 万円未満世帯では 34～54 倍、年収 270 万円以上の世帯では 44 倍といった具合に大きな格差となっている。

高校への進学が当たり前となっている今日、公立でも私立でも学費の心配なく高校で学ぶことができるよう、国と県とがあいまって私立高校学費の無償化を目指すことが求められる。

このため、私立高校の教育条件の維持・向上を図る上で、経常費助成予算の増額が求められる。学校教育現場では教員の長時間勤務が社会問題となり、教員のなり手不足や教員未配置問題も深刻な状況になっている。とりわけ私立高校では公立との比較において専任教員が不足している状況である。全教員に占める専任教員の割合は、公立で約 73%を占めるのに対して、私立は約 61%にとどまっている。

私立高校は、それぞれが独自に特色ある教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していくため、専任教員の増員が不可欠である。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員の増員は欠かせない。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められる。

そうした中で新潟県では、それぞれの地域にある私立高校の教育環境の維持・向上を目的に実施されている市町村（5市1町）の経常費助成を「二重の助成である」との理由から県の経常費助成の一部減額が行われている。さらに、令和8年度より3年間連続して募集定員の9割に満たない私立高校に対して県の経常費助成が減額されるなど、私立高校の教育環境の悪化を招く措置が行われている。教育基本法第8条及び私立学校振興助成法の趣旨に基づき、経常費助成は減額でなく増額を図ることが求められる。

新潟県知事においては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人一人の生徒に行き届いた教育が行えるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 学費の公私間格差の是正に向けて、従来の学費助成の財源を活用して、学費助成制度の拡充を行うこと。
 - (1) 入学時に重い負担となっている入学金に対して、助成対象世帯を広げ、助成の増額を行うこと。
 - (2) 施設設備費等へ助成対象世帯を広げ、助成の増額を行うこと。
- 2 私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額すること。
- 3 私立高校の教育環境の悪化につながる経常費助成削減措置は、速やかに取りやめること。

- (1) 3年連続して募集定員の9割に満たなかった私立高校の経常費助成を減額する措置は取りやめること。
- (2) 県内市町村がそれぞれの地域にある私立高校の教育環境の維持・向上を図るために実施している市町村独自の経常費助成に対して、「二重の助成」として県の経常費助成から減額する措置は取りやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

新潟県村上市議会

新潟県知事 花角 英世 殿